

南北戦争前の禁酒運動における自己犠牲批判 ー離婚法改正を求める女性たちのキリスト教理解から

後藤 千織

本稿は、1850年代前半のアメリカ合衆国における、白人中産階級の女性禁酒運動家による離婚法改正の主張を、女性の経験に基づいてキリスト教を批判的に理解する実践として考察する。1840年代後半から州禁酒法を求める機運が高まると、道徳的説諭を担ってきた女性たちは、禁酒運動での自らの役割を再編する必要性に直面した。一部の女性禁酒運動家による離婚法改正の要請は、参政権を欠いた女性たちが州禁酒法体制に合わせて自らの役割を再編する動きと捉えることができる。本稿は、女性禁酒運動家が、女性の権利運動や州禁酒法運動の影響を受けながら、社会や教会が賞賛する女性の「自己犠牲」を批判的に考察したことを示す。本稿はまた、独自のキリスト教理解に基づいて彼女たちが提唱した家庭や社会における女性の役割が、新たな暴力を内包していたことも示す。

キーワード：禁酒運動、女性の権利運動、離婚法改革、フェミニスト神学

1. はじめに

フェミニスト神学は、女性の具体的な経験に基づいてキリスト教を理解し直すことで、神学・教会・社会に埋め込まれた男性中心主義に挑戦する試みである¹。リタ・ナカシマ・ブロック、レベッカ・アン・パーカー著『灰の箴言——暴力、贖罪における苦しみ、救済の探究』は、女性が私的領域で被ってきた暴力に注目する。教会がドメスティック・バイオレンスを深刻な課題だと認識せず、また、信徒の女性たちも語るのをためらってきたのはなぜか。親から暴力を振るわれる子どもが、暴力からの解放を神に祈りながらも、暴力を神からの試練として受け入れようとするのはなぜか。その原因を著者たちは伝統的な十字架の理解に見出す。人類を原罪から救うためにイエスが犠牲になったという十字架理解が、暴力を正当化する機能を持っていると著者たちは指摘する (Brock and Parker 2002=2025)。

『灰の箴言』は、女性たちの経験を踏まえ、どのような聖書解釈が暴力や抑圧を誘発し永続させてきたのかを明らかにし、代わりに暴力や抑圧との闘いを促進するメッセージを聖書から導こうとする。フェミニスト神学は第二波フェミニズムの影響を受けて1970年代

から本格的に始まった実践を指すが、女性たちが自らが直面する具体的な困難を踏まえ、男性の経験に基づく聖書解釈に異議を唱える実践は、19世紀アメリカでも存在した。19世紀半ばのアメリカ合衆国では、禁酒運動に関わっていた女性たちが、暴力に耐えることを賛美する社会風潮を、聖書を独自に解釈しながら批判した。本稿は、これらの女性たちのキリスト教との向き合い方を、当時の禁酒運動の文脈に位置付けながら考察する。

1850年代のアメリカ合衆国の禁酒運動は、酒類の製造・販売を禁止する州禁酒法を11州と2準州で成立させるという成果をあげた一方で、女性の役割や地位をめぐる、運動内部に深刻な対立が生じた。女性の禁酒運動家のなかには、男性が設立した禁酒組織での対等な会員資格や発言権に加えて、離婚法改正や参政権を求める者も登場した。

先行研究は、なぜ1850年代初頭に禁酒運動に関わる女性たちが「過激化」し、女性の権利を主張し始めたのか明らかにしてきた。第一に、エリザベス・プレックは、アメリカでドメスティック・バイレンスを最初に公的に問題化した運動として禁酒運動を位置付け、女性の禁酒運動家が暴飲を離婚理由に含めるように離婚法改正を要求した背景として、同時代の女性の権利運動の影響を指摘している。1840年代から本格化するアメリカ合衆国の女性の権利運動は、女性の抑圧の一要因として法制度に注目した（Pleck [1987] 2004: 49-66）。第二に、19世紀半ばに禁酒運動の手法が道徳的説諭（moral suasion）から法的規制へと移行したことに注目する研究がある。道徳的説諭とは、18世紀末から19世紀半ばにかけてイギリスおよびアメリカの節酒・禁酒運動で用いられた戦略の一つで、良心に訴えかけることで人々の態度を変えることができるという信念に基づく（Martin 2003）。道徳的説諭は女性も用いることができるが、州禁酒法を制定して酒類の製造・販売を規制することを目指す場合、参政権のない女性は州禁酒法を支持する政治家に投票することも、立案に加わることもできない。ジェッド・ダネンボームは、1850年代の「フェミニズムと女性の禁酒運動のこの融合は、男性の飲酒に対する反応ではなく、禁酒運動が法的規制を支持して道徳的説得を放棄したときに女性が感じた無能感と無力感への反応だった」と論じる（Dannenbaum 1984: 185）。

本稿は、以上の先行研究に依拠しつつ、1850年代前半の女性禁酒運動家による離婚法改正の主張を、女性の経験に引きつけてキリスト教を批判的に理解する実践として考察する。1840年代後半から州禁酒法という法的手段への期待が高まる一方で、道徳的説諭の有効性が疑問視されるようになると、道徳的説諭を担ってきた女性たちは、禁酒運動での自らの活動を再編する必要性に直面した。一部の女性禁酒運動家による離婚法改正の要請は、参政権を欠いた女性たちが州禁酒法体制に合わせて自らの役割を再編する動きと捉えることができる。本稿は、女性禁酒運動家が、同時代の女性の権利運動や州禁酒法運動の影響を受けながら、社会や教会が賞賛する女性の「自己犠牲」を批判的に考察し、聖書に基づいて家庭や社会における女性の新たな役割を提唱したことを示す。

史料としては、1850年代前半に女性向けの禁酒運動新聞『リリー *The Lily*』に掲載された、離婚に言及した記事を用いる。『リリー』は、禁酒運動家・服装改革家として活躍し

たアメリア・ブルーマー (Amelia Bloomer) が編集・出版を担った女性のための新聞である。1849年の発刊当初から、禁酒運動に加えて女性の権利に関する話題も取り上げた。

なお、1840年代には暴飲は主に「白人の問題」となっていたこともあり、本稿は白人の男女が組織した禁酒運動組織を中心に分析する。アフリカ系アメリカ人は奴隷制や人種主義と闘うために節酒・禁酒運動に熱心にとりくみ、絶対禁酒の思想が黒人コミュニティに根付いた。1830年代後半から黒人の節酒・禁酒運動は白人中心の道德改革運動から分離し、奴隷制廃止運動との結びつきを強めた。その背景には、主流社会の禁酒運動組織の白人中心主義や、禁酒運動に従事する黒人に対する暴力があった (Yacovone 1988; Salway 2023; Dorsey 2002, 121-4)。

本稿の構成は以下のとおりである。第2節では、1840年代の白人の禁酒運動の大衆化と女性の参加拡大を、「飲んだくれ」の更生を掲げたワシントン運動を事例に概観する。第3節では、1840年代後半に禁酒運動内部で州禁酒法制定を求める声が高まった背景を整理する。第4・5節では、州禁酒法制定に向けた動きが本格化する中、政治的権利を持たない女性たちが、禁酒運動での自らの役割をどのように再編したのか、離婚法改正を求める議論に注目して分析する。第6節では、離婚法改正を求める女性禁酒運動家の議論の成果と限界を考察する。

2. 1840年代の禁酒運動の大衆化：「飲んだくれ」と女性の影響力

1840年代のアメリカ合衆国では、ワシントン運動が勃興し、白人の禁酒運動の大衆化と女性の組織化が進んだ。ワシントン運動は、1840年4月にボルティモアの「飲んだくれ」の男性職人6名が、自らの暴飲経験をふまえて始めた絶対禁酒運動である。彼らは初代大統領の名前を冠した「ワシントン禁酒協会 Washington Temperance Society」を結成し、すべての酒類を断つことを誓った。ワシントン運動は、暴飲の予防だけでなく、社会が見捨ててきた大酒飲みの救済を重視した。親切心をもって大酒飲みを人間として扱い、道徳的説諭で更生を促し、更生を誓った大酒飲みの家庭に物質的支援も提供した。自らの堕落と更生の経験を集会で共有することで人々に禁酒を促し、大酒飲みにも道徳的影響力があると主張した点も画期的だった。ワシントン運動は、指導者・参加者・運動手法・目的のいずれにおいても、1830年代までの節酒・禁酒運動組織と大きく異なった。例えば、アメリカ・テンペランス同盟 (American Temperance Union、以下ATU) は、聖職者・政治家・企業家・商人らが主導し、暴飲の予防を重視した。そのため、常習的な大酒飲みを救済不可能として切り捨て、道徳的説諭だけでなく法的規制も視野に入れていた (岡本 2005: 118-21; 後藤 2024: 38-42)。

ワシントン運動が重視した道徳的説諭や慈善活動は、どちらも女性に相応しい役割と見なされ、禁酒運動での女性の役割も広がった。ワシントン運動に賛同する幅広い階層の女性たちは、男性組織の補助団体として女性組織を結成し、ワシントン運動の実務

を担った。具体的には、大酒飲みへの声かけ、大酒飲みとその家族のケア、古着の収集・修繕・配布、バザーの開催、飲酒に代わる娯楽の提供などを担った。また、女性の飲酒問題にも取り組んだ (Alexander 1988; 後藤 2021)。

ワシントンアン運動は、積極的な伝道活動により全国の主要地域に広まったが、主流の禁酒運動組織との対立や組織の脆弱さが原因で、1840年代半ばには急速に衰退する。しかし、その後もワシントンアン運動の精神を引き継ぐ「禁酒の息子たち Sons of Temperance」、「レカブ独立組合 Independent Order of Rechabites」、「良きサマリア人組合 Order of Good Samaritans」といった新たな禁酒運動組織が誕生した (Tyrrell 1979: 206-18)。以上のように、1840年代の白人の禁酒運動では、暴飲の予防に加えて「飲んだくれ」の更生が目標に加わり、飲んだくれ本人や女性の道徳的影響力に対する評価と期待が高まった。

3. 道徳的説諭から州禁酒法への移行の背景

1840年代初頭に急成長したワシントンアン運動は、道徳的説諭を重視し法的強制に批判的であったが、1840年代後半から1850年代にかけて禁酒運動に携わる人々の間で州禁酒法制定を求める声が高まった。A T Uのような主流の禁酒運動組織だけでなく、新興組織の「禁酒の息子たち」や著名なワシントンアン運動家でさえも、州レベルで酒類の製造・販売を規制する州禁酒法を求めるようになった。州禁酒法の支持が高まった背景として、先行研究は以下の5つの要因を挙げる。

第一に、ライセンス制度を用いた酒類販売規制の行き詰まりがある。1830年代から40年代にかけて、ニューイングランドの禁酒運動家は、ライセンスを発行しないように地域の行政委員や郡長官に働きかけることで、間接的な酒類販売規制状態を作り出そうとした。しかしながら、たとえ住民の要請を受けて行政がライセンスを発行しなくても、ライセンスなしの酒類取引が横行し、違反に対する処罰も軽かった。ライセンス法、ライセンス発行の是非を住民が決めるローカル・オプション法、居酒屋での蒸留酒小口販売の規制といった地域の試みの限界から、州レベルで製造・販売を制限する新しい法律が必要であるという認識が生まれた (Tyrrell 1979: 225-45)。

第二に、道徳的説諭の効果に対する疑念の高まりがある。著名なワシントンアン活動家が「後戻り」して再び飲酒したことが明るみに出た。また、ドイツ系移民、アイルランド系移民、非熟練の移動労働者が増加すると、コミュニティに根付いていない人々に絶対禁酒のメッセージを届ける困難さが認識され、飲酒癖から貧困に陥った人々の救済にかかるコストも懸念材料となった (Tyrrell 1979: 269-78)。

第三に、禁酒運動組織「禁酒の息子たち」は、禁酒運動へのコミットを社会に示すため、法的規制の支持を表明した。禁酒の息子たちは、1842年に設立された絶対禁酒を掲げる相互扶助組織で、1840年代半ばから会員を増やしたが、儀式・レガリア・パスワードといっ

た秘密結社の要素ゆえに、疑念の目を向けられてきた。禁酒の息子たちにとって法的規制の支持を表明することは、禁酒運動に真剣に取り組む姿勢を社会に表明し、秘密結社イメージを払拭する機会として機能した (Hampel 1982: 138-9)。

第四に、女性禁酒運動家の「領域」から逸脱した行動に対する、白人中産階級男性の懸念があった。白人中産階級の男性禁酒運動家は、女性が家庭を中心に道徳的説論を担うことを熱心に勧めていたものの、一部の女性たちの行動に危機感を募らせた。例えば、禁酒運動組織の「禁酒の娘たち」は、禁酒の息子たちとほぼ同じ規約に基づき、地方支部から州組織、全国組織につらなるネットワークを発達させたが、その過程で組織内の派閥争いや内部抗争も生じた (Martin 2008: 142-7; 後藤 2024: 45-7)。リスpekタブルな白人中産階級女性が、組織内のポリティクスという「領域から外れた」行為に関わっているという事態に、男性たちはジェンダー秩序の崩壊の危機を見出した。スコット・C・マーティンは、白人中産階級の男性禁酒運動家は、州禁酒法が酒類取引を根絶するだけでなく、禁酒運動の必要性を解消し、女性たちを領域に戻す手段となることを期待したと分析する (Martin 2008: 146-7)。

第5に、アフリカ系アメリカ人も、奴隷制を廃止するために州禁酒法制定を支持した。アフリカ系アメリカ人の間では、奴隷制廃止運動と禁酒運動は密接に結びつきながら発達した。ラム酒が奴隷貿易を支えたという歴史、飲酒が奴隷に対する虐待行為を生み出す一方、奴隷とされた人々からは抵抗能力を奪っているという理解、自由黒人の飲酒が奴隷制を正当化する根拠になりうるという懸念などがその背景にあった (Salway 2023)。以上のように、1840年代末に複合的な要因から法的規制、すなわち州禁酒法制定を求める声が高まった。

4. 州禁酒法制定と離婚法改正を求める女性たちによる道徳的説論の批判

1840年代後半から州禁酒法という法的手段への期待が高まる一方で、道徳的説論の有効性が疑問視されるようになると、道徳的説論を担ってきた女性たちは、禁酒運動での自らの活動を再編する必要性に直面した。本節は、一部の女性禁酒運動家による離婚法改正の要請を、政治的権利を欠いた女性たちが州禁酒法体制に合わせて自らの役割を再編成する試みとして捉え、その議論の道筋を分析する。暴飲が家庭に貧困や暴力をもたらしていることは長らく認識されていたものの、暴飲を離婚理由に加えるように要求する女性禁酒運動家の議論は、1850年代前半に州禁酒法運動と並行して活発になった。1850年代初頭はまた、離婚が全国的議論の対象となり始めた時代でもある。1852年11月から1853年2月にかけて、『ニューヨーク・トリビューン』紙上で、新聞編集者のホレス・グリーリー、神学者のヘンリー・ジェイムズ・シニア、フリー・ラヴァーのステイーヴン・パール・アンドリュースの三者が離婚の是非をめぐる論争を展開した (Riley 1991: 34, 72)。

史料としては、1850年代前半に『リリー』に掲載された、離婚に言及した記事を用いる。

『リリー』は、さまざまな新聞媒体の記事を再掲したり、読者からの投書を取り上げることで、各地の女性たちが、禁酒運動や女性の権利について意見を交換するフォーラムとして機能した (Lucht 2021)。ただし、執筆者も読者も白人中産階級女性が中心であり、彼女たちの経験を前提として女性が直面する課題を議論している。女性性と白人性が分かち難く結びついている点には注意を要する (Lucht 2021: 407-9)。

なぜ一部の女性禁酒運動家は、1850年代に離婚法改正を要請するようになったのか。議論の道筋を辿ると、女性たちは2種類の法律群に注目しており、それらが暴飲と大酒飲みの家族の苦境を生み出していると主張する。一つは、酒類取引のライセンス法である。本来、ライセンス法は酒類の取引量の統制を目的としているが、政府が酒類取引を「承認」することも意味しており、「法律が大酒飲みを作り出している」と女性たちは批判した²。

二つ目は、結婚制度に関係する法律群である。コモン・ローの伝統では、女性の法的存在は結婚に際して夫のそれに統合され、夫に庇護 (covert) される妻は、財産の取得・保有・処分、契約、不法行為、訴訟等の能力を持たなかった (田中編 1991: 216-7)。そのため、大酒飲み夫が家庭の経済的資源を酒に注ぎ込み、家族が困窮する事態が生じた。1848年、ニューヨーク州は既婚女性財産法を制定し、妻が相続した財産の管理を認めたものの、自ら稼いだ財産は対象に含まれなかった (DuBois and Dumenil 2005 = 2009: 275-6)。また、独立革命を経て、多くのアメリカ人は離婚を市民の権利として認めるようになったが (Riley 1991: 34)、州によっては離婚理由が限定されていた。そのため、大酒飲み男の妻は貧困や暴力に直面しても婚姻から脱出しにくい状況があった。男性が制定した法の下で「女性は侮辱され、虐待され、あらゆる安らぎを奪われ、追い出されて庇護と生活の糧を求め、ついには貧民墓地に埋められ」、世論は「彼女は黙って忍耐強く試練を受け入れなければならない」と告げる³。女性たちは、法と世論が大酒飲み男の妻の苦境を作り出していると主張した。

離婚法改正を求める女性たちは、以上のような法的状況を踏まえ、禁酒運動が女性に割り当ててきた三つの役割が、それぞれ課題や限界を抱えていると指摘した。女性に与えられた役割の一つは、禁酒運動組織への参加と運営である。男性の禁酒運動家たちは、禁酒運動の成功には女性の道徳的影響力が不可欠であると呼びかけ、女性は年会費を納めて禁酒運動組織の会員になり、集会の準備、パンフレットの配布、請願書集め、資金集めなど、禁酒運動組織の実務を担ってきた。このような地道な貢献にもかかわらず、ニューヨーク州禁酒協会では女性たちは発言権も指導権も認められず、男性と対等な会員として扱われていないとエリザベス・キャディ・スタントン⁴は不満を表した⁵。

第二の役割は、酒類の消費や取引を止めるよう人々に訴えかける道徳的説諭の実践である。アメリカ・ブルーマーは、酒類の主要な消費者である下層階級や上流階級には無知や放縦ゆえにメッセージが届かず、酒類販売者は人々の生命よりも利益を重視し、政府は女性の請願活動を女性の領域から逸脱した行動と非難し、女性の道徳的説諭の実践が機能していないと主張する。また、「女性の影響力が子ども部屋より先に及ばないのなら、社会

の害悪や不道德を改善することはできない」と、家族に対する女性の影響力の限界も指摘した⁶。

第三の役割は、大酒飲みの更生支援とその家族のケアである。禁酒運動に参加する女性たちは、大酒飲み男に「慰めの言葉をかけ、どうすれば良心の恵みを再び享受できるのかを親切に教える」ことを求められ、さらに大酒飲み男の家族が直面する貧困などの苦境を軽減する活動を担ってきた⁷。離婚法改正を提唱する女性たちは、道徳的説論の実践が女性に適した仕事と称揚されてきたものの、徒労に終わっていると論じる。酒類の供給が絶たれないため、大酒飲みとその家族の支援が際限なく繰り返されるというのだ。スーザン・B・アンソニー⁸は、「苦しんでいる妻と子どもたちを楽にさせ、酔っぱらいを改心させようとするむなしい労働は、もはや禁酒運動の仕事とは言えず」、「そのような仕事は無駄であり、無駄よりも深刻」と酷評する⁹。さらに、大酒飲みの更生を目指す道徳的説論の実践は、「同情と憐れみ」「親切な扱いと天使のように優しい愛」を重んじるが、そのような手法が大酒飲みを断酒に導くどころか、暴飲を継続させているのではないか、という疑問をブルーマーは投げかける¹⁰。

私たちは、愛に満ちた忍耐、穏やかな言葉、優しい笑顔、愛情に満ちた抱擁をもって、妻は夫をしらふの状態へ立ち直らせるべき、と多く耳にしてきました。哀れな酔っぱらいは同情と憐れみの対象となり、親切な扱いと天使のように優しい愛に値する、心温かい、寛大で高潔な人物と呼ばれるようになりました。しかし、道を誤った主人を支えるために苦勞している、弱く、忍耐強く、苦しみに耐える罪のない妻は、夫の侮辱や虐待に耐え、彼との関わりによって良識ある社会から排除され、ほとんど同情もされず、顧みられません。…私たちは、大酒飲み男の妻に与えられた教え、つまり彼女が従うよう勧められた天使のような妻の模範例が、暴飲から生じる社会の悪徳や犯罪を助長し、継続させるのに大いに貢献してきたと考えています¹¹。

以上のような道徳的説論の限界を踏まえて、離婚法改正を求める女性たちは、男性の禁酒運動家に三つの法的アプローチを提言する。一つ目は、酒類の製造・販売を規制する州禁酒法の制定である。メイン法（1851年）のような州禁酒法は、「悪の根源を断つ」点で道徳的説論よりも「人を美德に導く、はるかに優れた効果的な方法」とであるとブルーマーは表現する。1852年の女性のニューヨーク州禁酒大会でも、「メイン法以外に良い結果をもたらすものはない」「酒類の取引に対する唯一の効果的な救済策」とメイン法の有効性を強調する声が上がった¹²。

二つ目は、離婚法改正である。スタントンは、州禁酒法が制定されても「刺激物や興奮に対する病的な欲望は何世代にも渡って続く」が、「暴飲は男女の別離の正当な原因となるほど甚大な犯罪であると宣言すれば、酩酊に反対する強い世論が生まれる」と期待する¹³。アンソニーは、「自分が酒に溺れるようなことがあれば、純粋な心を持つ高潔な妻は必ず

自分のもとを去り、財産と子どもを連れて出て行くと知っていれば、正しい堅実な生活を送るための強力な動機付けになるはず」と、離婚法改正が女性の道徳的影響力を増すと予想する。アンソニーはまた、暴飲を離婚の正当な理由にすることは、暴飲を社会問題として可視化すると考えた¹⁴。これらの女性たちは、大酒飲み男の妻たちを苦境から救う手段というより、禁酒の大義を実現する手段として離婚法改正を提示した。

さらに、大酒飲みを犯罪者として処罰・追放することを要求する意見もあった¹⁵。スタントンは、男性禁酒運動家が女性の真の代表として以上のような法的アプローチを実現しないのなら、女性に「白人男性」と同等の政治的権利を与えるよう求めた¹⁶。

このように、離婚法改正を求める女性禁酒運動家たちは、問題を根源から解消する男性的な法的規制／対症療法にすぎない女性的な道徳的説論という二項対立図式を用いて¹⁷、道徳的説論の限界を示し、州禁酒法制定・離婚法改正・暴飲の犯罪化を求めた。

5. 州禁酒法時代の女性の役割：キリスト教による正当化

暴飲を理由とした離婚や別居を求める女性禁酒運動家たちは、州禁酒法体制下で女性が果たすべき新たな役割も提言し、独自のキリスト教理解によって正当化した。まず、暴飲が引き起こした不幸に事後的に対応するだけではなく、暴飲の原因をつきとめ、その撲滅に尽力することを提唱した。メアリー・C・ヴォーン¹⁸はその理由をイエスの姿に求め、「キリストを模範とするならば、苦しみのために涙を流すだけでなく、その原因を取り除くために尽力し、必要ならば人生そのものを捧げるべき」と論じる。聖書も世論も「病者や貧しい人々、苦しんでいる人々を同情と親切な援助をもって訪問することは女性の義務である」と認めるなら、「苦しみ、貧困、犯罪の大きな原因を突き止め、精力的に行動してその撲滅に努めることが、女性らしくないことなどあり得ません」とヴォーンは説明する¹⁹。議会への請願といった政治的活動が女性の「領域」から外れているという批判を、教会で女性が果たしてきた役割を根拠に退けている。

二つ目の新たな役割は、大酒飲み男性との関係を断つように女性に促すことである。離婚法改正を求める女性禁酒運動家たちは、飲酒の習慣がある男性とは結婚しないように警告するだけでなく、暴飲する夫と離婚するように妻たちに促すことも、禁酒運動に関わる女性たちの新たな役割の一つだと主張した。とはいえ、離婚自体が極めて論争的な時代に、暴飲が理由であっても離婚の提唱には反発も大きい。そのため、女性禁酒運動家は独自のキリスト教理解に基づきながら、暴飲を理由とした離婚を以下の二つの方法で正当化した。

第一の正当化は、大酒飲み男とその妻がそもそも結ばれていないという理由づけである。アンソニーは、真の結婚とは「男女を結びつける法的文言」ではなく「精神の結びつき」であり、「神は決して美德と悪徳を結びつけてはおられない」と主張する。また、一方が道徳的に墮落すれば、婚姻契約は拘束力を失うと論じる。具体的な聖句としては、「つ

り合わないくびきを共にするな」(2コリント6:14)、「神とマモンとに兼ね仕えることはできない」(マタイ6:24)を挙げる²⁰。

第二の正当化は、妻が大酒飲み男性の負の遺産を引き継ぐ子どもを産み、社会を不幸で埋め尽くすことを神は望んではいない、という理由づけである。ブルーマーは、敬虔な人々がキリストの言葉を引用して、大酒飲み男の妻に「今も彼に寄り添い、愛撫し、命令に従い、淫らな抱擁を受け入れなければならない」と説いているが、これは「キリストの正義と純粋さ」を否定する行為だと主張する。

世の中の犯罪や悪事の10分の9は泥酔が原因です。酒に酔った親は、悪質で、無能で、白痴の子どもを生みます。…無知、貧困、不幸のすべて——強い酒の取引から生じて世界に蔓延する様々な名称とかたちの墮落と犯罪すべての責任を、神に負わせることができるでしょうか。…私たち自身を清く汚れない状態に保つように、つまり、神が完全であるように、私たちも完全であるようにと命じておられる神が、美德と悪徳の結合を認め、こうして結合した当事者たちに、悪徳と犯罪を伝播し、世の中を惨めさと災いで満たすような関係にとどまることを強要されるとは！このような教えがどれほどの災いをもたらしたのか！…私たちは、神がこれほど多くの罪と悲しみの生みの親であることも、神がご自分の子らの墮落を喜んで見ておられることも否定します²¹。

ブルーマーは大酒飲み男を「怪物」と表現し、怪物との関係を断ち切ることは「女性の権利であり義務」だと論じる。そして、家庭で苦しんでいる大酒飲みの妻たちには、「酔っぱらいとの卑しい交わりから離れなさい」と呼びかけ、すべての女性に「酔っ払いを子どもの父親にしないで！」と懇願する²²。

大酒飲みの男の妻に離婚を要請する女性禁酒運動家は、夫への服従から家族の福祉、特に子どもの保護へと、女性の役割の重点を移行させている。ジェイン・フロホック²³は、大酒飲み夫に寄り添い続けることを、美德ではなく「自墮落な不作為」と表現する。

女性が酔った暴君の要求に黙って従うことで殉教者の冠を得ることができる時代は過ぎ去りました；あるいは、家族の福利の保護を訴えなかった責任を問われないことも。もはや、説教壇や演説の場で最も雄弁に語られるこれらの事例の影響力は、母としての義務から彼女を免除することも、自墮落な不作為を神聖化することもないでしょう²⁴。

女性が大酒飲み夫に寄り添うことを問題視しながらも、離婚ではなく財産法改正を提唱する者もいた。ヴォーンは、酩酊を離婚理由にすべきという議論に理解を示す一方²⁵、夫が改心して飲酒をやめる可能性も否定できないことから、財産法改正と別居を提唱する。アンソニーが大酒飲み男と純粋な妻を神は結んでいないと論じるのに対して、ヴォーンはそもそも神が誰と誰とを結んだのか知ることはできず、「妻はこの悪行だけのために夫を

完全に見捨てる権利はありません」と反論する。ヴォーンは、財産法を改正して一家の財産と子どもを妻に帰属させれば、妻が望めば夫のケアをすることができ、夫の行いがあまりにひどければ、妻は夫から完全に身を引くことができると主張する²⁶。C・I・H・ニコルズ²⁷は「不幸な同性に現在の隷属と離婚の二者択一を迫ることに抗議」し、暴飲の法的規制と財産法改正によって大酒飲みの家族を苦境から救うことを提唱する²⁸。以上のようなニコルズの意見に対し、スタントンは「害悪への対策として離婚を提唱しておらず、妻の道徳的義務としてのみ提唱している」と反論した²⁹。

6. 影響力をめぐるジェンダーの政治：1840年代～50年代における影響力の再編成

禁酒運動に関わる一部の女性たちによる、暴飲を理由とした離婚の権利の要求には、同時代の女性の権利運動だけでなく、禁酒運動の手法の変化が色濃く刻印されている。女性たちは、州禁酒法を支える新たな道徳的影響力のかたちとして、離婚を位置づける。離婚は、暴飲を社会問題化し、大酒飲み男の更生を促し、負の遺産を引き継ぐ子どもが増えるのを防止する。離婚は、女性の権利であると同時に「道徳的義務」なのである。つまり、女性を大酒飲み夫の暴力や貧困から救うために、離婚が提示されているわけではない。道徳的義務としての離婚論では、女性は大酒飲みに寄り添うのではなく、むしろ離れることで道徳的影響力を発揮する。

これらの女性禁酒運動家が離婚を道徳的影響力の行使として提示したのは、暴力や貧困に直面しても配偶者に寄り添うように女性に要請する風潮への反論であったと考えられる。19世紀半ばの禁酒運動を事例にとると、いかなる状況でも配偶者に寄り添うべきという強固な規範には三つの系譜があった。第一に聖書の教えである。新約聖書の「家庭訓 household codes」は、妻と夫、子どもと親、奴隷と主人が相互に果たすべき役割を勧告し、妻・子ども・奴隷がそれぞれ夫・両親・主人へ従うことを求める（コロサイ3: 18-4: 1、エフェソ5: 21-6: 9、1ペトロ2: 13-3: 7）。また、「彼らはもはや、ふたりではなく一体である。だから、神が合わせられたものを、人は離してはならない」（マタイ19: 6）と離婚が禁じられており、「不品行のゆえでなくて、自分の妻を出して他の女をめとる者は、姦淫を行うのである」（マタイ19: 9）といったように、不品行を原因とする離婚のみを認める。19世紀のアメリカでは、時代が進むにつれて多くの州が離婚が認められる有責事由を増やしたが、ニューヨーク州では1966年の法改正まで、不貞（adultery）のみが容認された離婚理由だった（Riley 1991: 157）。

第二の系譜は、アメリカ合衆国で市場革命以降に発達した、領域と結びついた「真の女性らしさ」の規範である。欲望がうずまく世間から隔絶された家庭において、「敬虔・純潔・従順・家庭的」という特質をもつ女性は、夫や子どもにつねに関心をはらい、道徳的影響力をもって美德に導くことが要請された（Welter 1966）。

第三は、ワシントンニアン運動の教義である。ワシントンニアンは、親切心をもって人間と

して扱うことが、大酒飲みを更生に導くと主張した (Grosh 1842: 4-7)。ワシントンアン運動は大酒飲みの更生を家族に任せたわけではなく、大酒飲み同士が集会で経験を共有し、お互いに支え合いながら回復すると考えていた。ただ、大酒飲みに親切心をもって接するという教えの実践が、家庭の妻に求められた側面もある。女性向けの禁酒運動新聞 *The Pearl* の編集者ヴァージニア・アレンは、「妻よ、もし夫が大酒飲みになったとしても、見捨てないように。厳しい言葉で叱責しないように。優しさでこそ、夫を取り戻せるのです。あなたが許されたいと望むのなら、あなたもまた許さなければなりません」と助言している³⁰。これらの系譜が絡み合い、法的にも離婚理由が制限されることで、妻は大酒飲みの夫に寄り添い続けることが当然とされた。

法に支えられた強固な規範が存在したからこそ、大酒飲み男の妻が暴力や貧困にさらされても世間は別離を推奨することはなく、暴力に意味を見出す風潮さえ存在した。同時代の禁酒小説やワシントンアンの語りでは、大酒飲み男の妻や子どもが暴力をこうむるエピソードが頻繁に登場し、ときには死にいたる³¹。暴力を堪えしのお妻や子どもは、愛と忍耐の具現として、そして、暴飲の弊害を伝える尊い犠牲として扱われる。しかし、読者や聴衆の注意は妻子の苦境ではなく、大酒飲み男の身体の変容に注がれ、暴力の加害者の後悔の念に同一化する (Hendler 1999: 135)。

妻が暴力に晒されたとしても、社会が暴力に無関心であったり、暴力に積極的な意味を見出しているのであれば、暴力的環境からの脱出は離婚の説得的な理由にはならない。だからこそ、離婚法改正を提唱する女性禁酒運動家たちは、寄り添うことが必ずしも大酒飲みの改心につながらず、逆に害悪を生むという見解を強調したのではない。暴飲を理由とした離婚は、大酒飲み男の妻を困難から救い出す手段ではなく、新たな道徳的影響力の形式として位置づけざるをえなかったのである。「道徳的義務」としての離婚論は、女性の自己犠牲が男性の改心を促すとは限らず、「女性の生命と幸福は男性のそれと同等の価値がある³²」と宣言した。女性が一人の人間として有する権利を訴えた点は、同時代の女性の権利運動との共振がある。

しかし、道徳的義務としての離婚論が、新たな暴力を生み出している点にも注意する必要があるだろう。大酒飲みはもっぱら社会や家族に対する「加害者」であり、適切な支援を必要とする、アルコール飲料の「犠牲者」とはみなされていない。だからこそ、離婚を提唱する女性たちは、大酒飲みへの支援を否定し、犯罪者として厳罰に処し、社会から排除することを求める。支援拒否・法的処罰・社会からの排除は、19世紀前半のアメリカ社会の一般的な態度であり、いずれもワシントンアン運動が大酒飲みの更生に効果がないと批判したものである。ワシントンアン運動は、元大酒飲みとしての経験から、更生や改心を支えるのは周囲からの人間的な扱いであり、最低限の物質的基盤であると主張した。だからこそ、経験集会をとおした禁酒活動だけでなく、病人のケア、衣食住や就業の支援など、様々な慈善活動をワシントンアン運動は展開したのである。これは、大酒飲みとその家族の切り捨てや施設収容の発達といった、当時の救貧行政に対する抵抗と批判でもあっ

た（後藤 2021）。以上のような文脈を踏まえると、道徳的義務としての離婚論は、結果的にワシントンニアン運動が提唱した大酒飲み更生政策をことごとく否定している。

また、道徳的義務としての離婚論は、大酒飲み男の妻を犠牲者として憐れむ一方で、彼女たちの「無作為」にも批判的である。彼女たちは自分や子どもを守らず、暴飲の継続に手を貸し、負の遺産を引き継ぐ子どもを産む共犯者とも捉えられている。離婚を提唱する女性禁酒運動家たちは、大酒飲みを置いて家を出ることを妻たちに求める。妻を共犯関係から引き離し、ケアの供給を止めて、大酒飲み男の暴飲を困難にするのである。このような大酒飲みに対する支援の否定は、現代の用語で言えば「共依存」への対応策と読むこともできる³³。T・S・アーサーの禁酒小説は、大酒飲み男をコントロールしようとするあまり、自分の人生を生きていない妻や娘を描いている（森岡 2008: 142-50）。同時代の禁酒小説に登場するほどに、大酒飲み男への対応にエネルギーを費やす女性たちが存在し、しかもそれほどの効果を生んでいない状況が認識されていたのかもしれない。

ただ、道徳的義務としての離婚論は、大酒飲み男と暮らす女性の声を取り入れて提唱されているのか、という疑問も残る。道徳的義務としての離婚論は、「現在の隷属と離婚の二者択一」でしかなく³⁴、婚姻関係の維持を望んだ女性をサポートするという視点はない。大酒飲み男に寄り添う妻は、救済コストの観点から批判され、関係性や生殖の権利を否定される。女性の権利運動にとって、大酒飲み男の妻は、財産権の制限や夫による身体的所有など、既婚女性の苦境を体現する存在である。大酒飲み夫と暮らした経験のある論者もいたが、大酒飲み男の妻の声がほとんど取り上げられていないなら、結果的に活動家たちが自らの議論を説得的に展開するための道具となっている側面も否めない。

7. おわりに

19世紀半ばのアメリカ合衆国では、白人中産階級の女性禁酒運動家の一部が、道徳的影響力の行使として離婚を提唱し、暴力に耐えることを賛美する社会風潮を批判した。1871年までに34州が暴飲を理由とする離婚を認めるようになった（Riley 1991: 74）。女性の自己犠牲を批判的に考察する彼女たちの試みは、同時代の女性の権利運動や州禁酒法運動の議論を援用しながら、具体的な経験に根ざしてキリスト教を理解し直すことで可能になった。なかでも、問題を根源から解消する男性的な法的規制／対症療法にすぎない女性的な道徳的説諭というジェンダー化した二項対立図式は、自己犠牲の批判において極めて有効な視点を提供した。

大酒飲みへの支援拒否の提唱は、新たな暴力を生み出してもいる。道徳的義務として離婚を提唱する女性禁酒運動家は、暴飲を継続させる営みとしてケアを否定的に捉えた。しかし、家族による世話が合ったからこそ、大酒飲みがなんとか生き延び、外部の支援につながる事ができたとも言える（松本 2024: 221）。また、支援の提供よりも法的処罰が更生を促すという主張は、警察・裁判所・刑務所に内在する暴力にも注意を払っていない

(Schuller 2021 = 2023: 15)。以上のような暴力に対する無関心は、第3節で見たように、州禁酒法制定を求める議論のなかに、貧民支援のコスト削減を重視する救貧行政の思想が埋め込まれていることに起因する。

本稿では、州禁酒法制定を支持した白人中産階級女性たちが、独自のキリスト教理解で女性の自己犠牲を批判し、離婚の権利を正当化する議論を見てきた。彼女たちの議論では、支援は否定的に捉えられていたが、ワシントン運動の思想を引き継ぎ、大酒飲みへの支援を支持し続けた人々がジェンダーに関わりなく多く存在する。州禁酒法支持に回収されない禁酒運動の豊かさを描き、禁酒運動がフェミニズムに与えた影響をより多角的に検証する作業は、今後の課題としたい。

- 1 フェミニスト神学の特徴の整理は、黒木（2004）に依拠した。
- 2 “An Appeal for the Maine Law,” *The Lily*, February 1, 1853; “Woman’s Wrongs,” *The Lily*, February 1, 1851, <https://www.accessible-archives.com>. 本稿は、2022年7月17日～2023年7月16日にアクセスした、Accessible Archives上のデジタル・テキスト化された*The Lily*の記事を利用した。東京大学アメリカ太平洋地域研究センター図書室所蔵のマイクロフィルムと照合した。
- 3 “Woman’s Wrongs,” *The Lily*, February 1, 1851.
- 4 Elizabeth Cady Stanton. 晩年は女性の抑圧の根源を宗教に見出し、女性による聖書解釈の書である*The Woman’s Bible*を編集した。
- 5 “Temperance-Rights of Woman,” *The Lily*, July 1, 1852.
- 6 “Correspondence,” *The Lily*, December 1, 1850; “Mrs. Bloomer’s Address,” *The Lily*, May 1, 1852.
- 7 “Letter from Miss Anthony,” *The Lily*, September 1, 1852.
- 8 Susan B. Anthony. 「禁酒の娘たち」の支部会長を務めた経験がある。スタントンと女性の権利運動を主導した。
- 9 “Letter from Miss Anthony,” *The Lily*, September 1, 1852.
- 10 “Mrs. Bloomer’s Address,” *The Lily*, May 1, 1852.
- 11 Ibid.
- 12 “Mrs. Bloomer’s Address,” *The Lily*, May 1, 1852; “Woman’s State Temperance Convention,” *The Lily*, November 1, 1852.
- 13 “An Appeal for the Maine Law,” *The Lily*, February 1, 1853.
- 14 “Letter from Miss Anthony,” *The Lily*, September 1, 1852; “Miss Anthony’s Address to the State Temperance Convention,” *The Lily*, July 1, 1852.
- 15 “Mrs. Bloomer’s Address,” *The Lily*, May 1, 1852.
- 16 “An Appeal for the Maine Law,” *The Lily*, February 1, 1853.
- 17 道徳的説論と州禁酒法のジェンダー化に関しては、Martin（2008）を参照。

- 18 Mary C. Vaughan. 1853年6月、ニューヨーク州女性禁酒協会の会長に選ばれた。ライターとしても活躍し、ライナス・P・ブロケットと *Woman's Work in the Civil War* (1867) を著した (Gordon ed. 1997: 199)。
- 19 "Mrs. Bloomer's Address," *The Lily*, May 1, 1852.
- 20 "Woman's State Temperance Convention," *The Lily*, November 1, 1852.
- 21 "The Duty of Drunkards' Wives," *The Lily*, August 1, 1852.
- 22 Ibid.
- 23 Jane Frohock. オハイオ州ウェルズヴィルで教師をしながら、1852年5月の第3回オハイオ州女性の権利大会では書記をつとめた。 *New-York Weekly Tribune*, June 12, 1852; *Anti-Slavery Bugle*, June 5, 1852, (Retrieved December 25, 2025, <https://www.genealogybank.com>).
- 24 "Maine Ahead on Woman's Rights," *The Lily*, June 1, 1852.
- 25 "Correspondence," *The Lily*, December 1, 1850.
- 26 "Woman's State Temperance Convention," *The Lily*, November 1, 1852.
- 27 Clarina Irene Howard Nichols. 新聞編集に携わり、カンザスで女性の権利運動を主導した (Gordon ed. 1997: 218)。
- 28 "Brattleboro, April 13, 1852," *The Lily*, May 1, 1852.
- 29 "Second Day," *The Lily*, May 1, 1852.
- 30 "Beware How We Use It," *The Pearl: A Ladies' Weekly Literary Gazette*, June 6, 1846.
- 31 1840年代の禁酒小説の特徴については森岡 (2005) を参照。
- 32 "Letter from Miss Anthony," *The Lily*, September 1, 1852.
- 33 現在の依存症支援の現場では、「共依存者である家族や医師が援助のルートを立つことで本人に底つき体験をさせることが回復のためには必要だ」という理解は見直しが進んでいる (中村 2022: 204-16)。
- 34 "Brattleboro, April 13, 1852," *The Lily*, May 1, 1852.

参考文献

- Alexander, Ruth M., 1988, "'We are Engaged as a Band of Sisters': Class and Domesticity in the Washingtonian Temperance Movement, 1840-1850," *The Journal of American History* 75(3): 763-85, (Retrieved March 30, 2020, JSTOR).
- Brock, Rita Nakashima and Rebecca Ann Parker, 2002, *Proverbs of Ashes: Violence, Redemptive Suffering, and the Search for What Saves Us*, Boston: Beacon Press. (福島裕子・堀真理子訳, 2025, 『灰の箴言——暴力、贖罪における苦しみ、救済の探究』松籟社.)
- Dannenbaum, Jed, 1984, *Drink and Disorder: Temperance Reform in Cincinnati from the Washingtonian Revival to the WCTU*, Urbana: University of Illinois Press.
- Dorsey, Bruce, 2002, *Reforming Men and Women: Gender in the Antebellum City*, Ithaca: Cornell University Press.

- DuBois, Ellen Carol and Lynn Dumenil, 2005, *Through Women's Eyes: An American History with Documents*, Boston: Bedford/St. Martin's. (石井紀子ほか訳, 2009, 『女性の目からみたアメリカ史』 明石書店.)
- Gordon, Ann D., ed., 1997, *The Selected Papers of Elizabeth Cady Stanton and Susan B. Anthony, Volume 1: In the School of Anti-Slavery, 1840 to 1866*, New Brunswick: Rutgers University Press.
- Grosh, Aaron B., 1842, *Washingtonian Pocket Companion. 2d ed.*, Utica: B. S. Merrell, (Retrieved December 25, 2025, <https://hdl.handle.net/2027/hvd.32044004487591>).
- 後藤千織, 2021, 「1840年代初頭のアメリカにおける禁酒運動とジェンダー——マーサ・ワシントンニアン運動の事例から」『青山学院大学コミュニティ人間科学部紀要』 2: 21-35.
- , 2024, 「南北戦争前のアメリカの禁酒運動における女性の組織化——『禁酒の娘たち』を事例に」『青山学院大学コミュニティ人間科学部紀要』 5: 37-55.
- Hampel, Robert L., 1982, *Temperance and Prohibition in Massachusetts, 1813-1852*, Ann Arbor: UMI Research Press.
- Hendler, Glenn, 1999, "Bloated Bodies and Sober Sentiments: Masculinity in 1840s Temperance Narratives," Mary Chapman and Glenn Hendler eds., *Sentimental Men: Masculinity and the Politics of Affect in American Culture*, Berkeley: University of California Press, 125-48.
- 黒木雅子, 2004, 「ジェンダー・エスニシティ・宗教——日系アメリカ人女性のアイデンティティ交渉」川橋範子・黒木雅子『混在するめぐみ——ポストコロニアル時代の宗教とフェミニズム』人文書院, 105-43.
- Lucht, Tracy, 2021, "Amelia Bloomer, *The Lily*, and Early Feminist Discourse in the US," *American Journalism*, 38(4): 391-415, (Retrieved July 26, 2022, Taylor & Francis Online).
- Martin, Scott C., 2003, "Moral Suasion," Jack S. Blocker, David M. Fahey and Ian R. Tyrrell eds., *Alcohol and Temperance in Modern History: An International Encyclopedia*, Santa Barbara: ABC-CLIO, 423-4, (Retrieved October 17, 2022, ProQuest EBook Central).
- , 2008, *Devil of the Domestic Sphere: Temperance, Gender, and Middle-Class Ideology, 1800-1860*, DeKalb: Northern Illinois University Press.
- 松本俊彦, 2024, 「依存症家族支援と強すぎないつながり」松本俊彦・横道誠『酒をやめられない文学研究者とタバコをやめられない精神科医が本気で語り明かした依存症の話』太田出版, 213-227.
- 森岡裕一, 2005, 『飲酒／禁酒の物語学——アメリカ文学とアルコール』大阪大学出版会.
- , 2008, 「少女の涙——禁酒小説における『共依存』とセクシュアリティ」森岡裕一・堀恵子編『「依存」する英米文学』英宝社, 137-55.
- 中村英代, 2022, 『依存症と回復、そして資本主義——暴走する社会で＜希望のステップ＞を踏み続ける』光文社.
- 岡本勝, 2005, 「初期節酒・禁酒組織の変遷—アメリカ・テンペランス協会／合衆国テンペランス同盟／ワシントンニアン協会」綾部恒雄編『クラブが創った国アメリカ』山川出版社, 112-23.

- Pleck, Elizabeth H., [1987] 2004, *Domestic Tyranny: The Making of American Social Policy against Family Violence from Colonial Times to the Present, First Illinois Edition*, Urbana: University of Illinois Press.
- Riley, Glenda, 1991, *Divorce: An American Tradition*, New York: Oxford University Press.
- Salway, Sophie, 2023, "America's Black Temperance Movement, 1827-1894: Charting a Forgotten History," *American Nineteenth Century History*, 24(2): 119-44, (Retrieved October 1, 2025, Taylor & Francis Online).
- Schuller, Kyla, 2021, *The Trouble with White Women: A Counterhistory of Feminism*, New York: Bold Type Books. (川副智子訳, 2023, 『ホワイト・フェミニズムを解体する——インターセクショナル・フェミニズムによる対抗史』 明石書店.)
- 田中英夫編, 1991, 『英米法辞典』 東京大学出版会.
- Tyrrell, Ian R., 1979, *Sobering Up: From Temperance to Prohibition in Antebellum America, 1800-1860*, Westport: Greenwood Press.
- Yacovone, Donald, 1988, "The Transformation of the Black Temperance Movement, 1827-1854: An Interpretation," *Journal of the Early Republic*, 8(3): 281-97, (Retrieved October 5, 2022, JSTOR).
- Welter, Barbara, 1966, "The Cult of True Womanhood: 1820-1860," *American Quarterly*, 18(2): 151-74.

Challenging Self-Sacrifice in the Antebellum Temperance Movement

— Christian Beliefs Among Women Seeking Divorce Law Reform —

Chiori Goto

This study examines the call for divorce law reform by white middle-class female temperance activists in the antebellum United States, interpreting it as a practice of critical understanding of Christianity based on women's experiences. As support for state prohibition laws increased in the late 1840s, women who had led moral suasion efforts were compelled to redefine their roles in the temperance movement. The demand for divorce law reform by some female temperance activists can be viewed as an effort by disenfranchised women to adjust their roles within the state's prohibition regime. This study demonstrates how prohibitionist women——influenced by the women's rights and state prohibition movements——critically examine the “self-sacrifice” of women praised by society and the church. Furthermore, it shows that the domestic and societal roles they have advanced, which is grounded in their own understanding of Christianity, contain new forms of violence.

Keywords: temperance movement, women's rights movement, divorce law reform, feminist theology
